

I . 最近の電気保安行政について

中国四国産業保安監督部 電力安全課

目次

1. 近年の電気保安行政について

2. 法令等改正

No	施行日	改正された法令等の名称	概要	資料番号	ページ
(1)	令和6年10月22日	「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正	高圧EV用急速充電設備の保安要件の追加、電力保安通信用電話設備の運用の柔軟化等	資料1(別紙1)	P3上(P14)
(2)	令和6年11月15日	「電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件等に関する告示」等の一部改正	管理技術者の実務経験年数の緩和、EV充電設備等に関する換算係数の追加	資料2(別紙2)	P4上(P26)
(3)	令和6年11月29日	「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」の一部改正	太陽電池発電設備の接触防止措置の追加	資料3(別紙3)	P5上(P28)
(4)	令和7年2月28日	「発電所に係る環境影響評価の手引」の一部改正	風力発電設備の設置若しくはリブレース時の防衛省への事前相談	資料4(別紙4)	P5下(P29)
(5)	令和7年4月1日	「電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件等に関する告示」等の一部改正	外部委託制度に係る絶縁監視装置を設置した需要設備の点検頻度の緩和	資料5(別紙5)	P6上(P31)
(6)	令和7年4月15日	「電気事業法施行規則第94条の3第1号及び第2号に定める定期自主検査の方法の解釈」の一部改正	発電用風力設備のタワーの検査内容の明確化	資料6(別紙6)	P7上(P32)
(7)	令和7年5月15日	「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説」の一部改正	太陽電池発電所及び太陽電池発電設備における延焼防止対策を明記	資料7(別紙7)	P7下(P45)
(8)	令和7年5月20日	「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」の一部改正	網状接地の接地抵抗測定方法の追加、太陽電池発電設備の外観検査に係る確認方法の修正	資料8(別紙8)	P8上(P54)

3. 周知事項

※上記ページの()は、改正された法令等の本文や新旧対照表について該当事項を抜粋して別紙として掲載

No	周知日	周知内容	資料番号	ページ
(1)	令和7年4月15日	発電用水力設備における漏水等の異常発生時の対応について	資料9	P9上
(2)	令和7年5月23日	2025年度夏季の電力高需要期における電気設備の保安管理の徹底について	資料10	P9下
(3)	令和7年5月23日	2025年度夏季の自然災害に備えた電気設備の保安管理の徹底について	資料11	P10上
(4)	令和7年6月5日	自然災害による再エネ発電設備の事故防止及び保安管理の徹底について	資料12	P10下
(5)	令和7年6月12日	感電死傷事故に関する注意喚起	資料13	P11上
(6)	令和7年6月27日	更新推奨時期に満たない高圧ケーブルにおける水トリー現象に係る注意喚起	資料14	P12上
(7)	－	保安ネットによる電気事業法の届出について	資料15	P12下

※資料9～15は別紙はありません

1. 近年の電気保安行政について

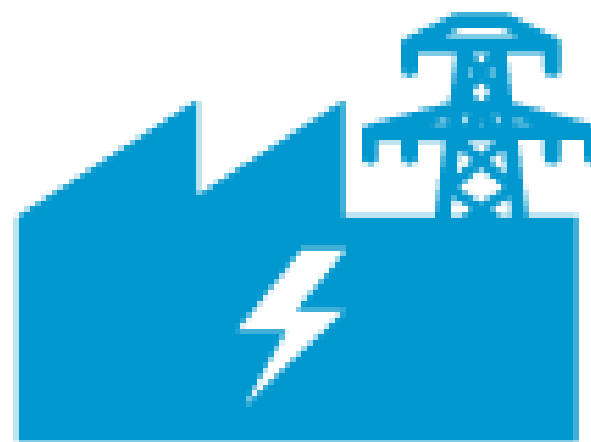
- ◆ 電気事業法における電気保安の骨格をなすのは主任技術者制度であり、個人に資格が与えられた電気主任技術者の方々がこの制度の中心です。経済の発展、拡大とともに、その保安の監督者と事業場の設置数との間にバランスを欠く経済環境になってきたことから、電気主任技術者の外部委託が認められるようになった時代変化はあるものの、電気主任技術者免状の有資格者が、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督者として電気設備を安全に運用してきた歴史は、昭和39年に電気事業法が制定されて以降、変わっていません。従って、現在において、また将来においても、保安水準の維持・向上というテーマは、電気主任技術者の存在なくしてあり得ません。
- ◆ その電気主任技術者を取り巻く状況は、大きな環境変化の中にあり、技術革新（スマート化）、電気保安人材の不足、自然災害の激甚化、電力インフラの経年劣化といった構造的課題の他、カーボンニュートラルを目的に設置数が拡大した太陽電池発電所のトラブルや災害が多発するなど、環境変化・課題に直面している時期といえます。
- ◆ また、近年の動きとしては、水素・アンモニア発電については実用化に向けた環境整備が進んでいるほか、サイバー攻撃の増加によるサイバーセキュリティの確保、蓄電所設置の動きなどがあり、さらにトラブルや災害が多発する太陽電池発電所への規制強化が実施されるなど、電気主任技術者自らが、電気工作物の工事、維持及び運用に関して適切な判断を行うため、今まで以上に情報や知識の習得を行うことが必要となっています。
- ◆ 以上のことから、電気主任技術者の皆さまにおかれては、これらの国の議論や保安規制の最新動向に注視していただくとともに、特に事故防止・災害対応に関して、設置者を交え、緊急時の保安体制や連絡体制についてしっかり話し合っておく等、事前の準備や心構えに万全を期すようにお願いします。



中国四国産業保安監督部

Chugoku Shikoku Industrial safety and Inspection Department

2. 法令等改正



施行日：令和6年10月22日

- 従前は対地電圧450V以下の低圧充電器についてのみ規定されていた(電技解釈第199条の2)
- 一方で、国内外において大手自動車メーカーによるEV シフトが進展しており、今後さらなる高電圧・高出力の EV 用急速充電器が普及していくことが想定される。高圧1,500V 以下で運用をしている海外規格及び電技省令若しくは電技解釈の関係条文を参考に想定されるリスク調査を行い、保安要件を追加。

<追加事項：電技解釈第199条の2 第3項（抜粋）>

3 自家用電気工作物（小規模事業用電気工作物を除く。）が設置された需要場所において電気自動車等を充電する場合（充電設備と電気自動車等を接続する回路の使用電圧が直流1,500V以下の高圧である場合に限る。）の回路は、次の各号により施設すること。

一 回路が次のいずれにも適合していることを充電開始前に確認し、及びいずれかに適合していない場合にあっては充電を開始しない機能を有すること。

イ 充電設備と電気自動車等とが適切に接続されていること

ロ 使用電圧に応じた絶縁性能を有すること

ハ 短絡を生じるおそれがないこと

二 充電設備と電気自動車等を接続する回路（電気機械器具内の回路を除く。）は、次により施設すること。

イ 充電設備は、配線と直接接続して施設すること。

ロ 直流回路が、非接地であること。

ハ 直流回路に接続する電力変換装置の交流側に絶縁変圧器を施設すること。

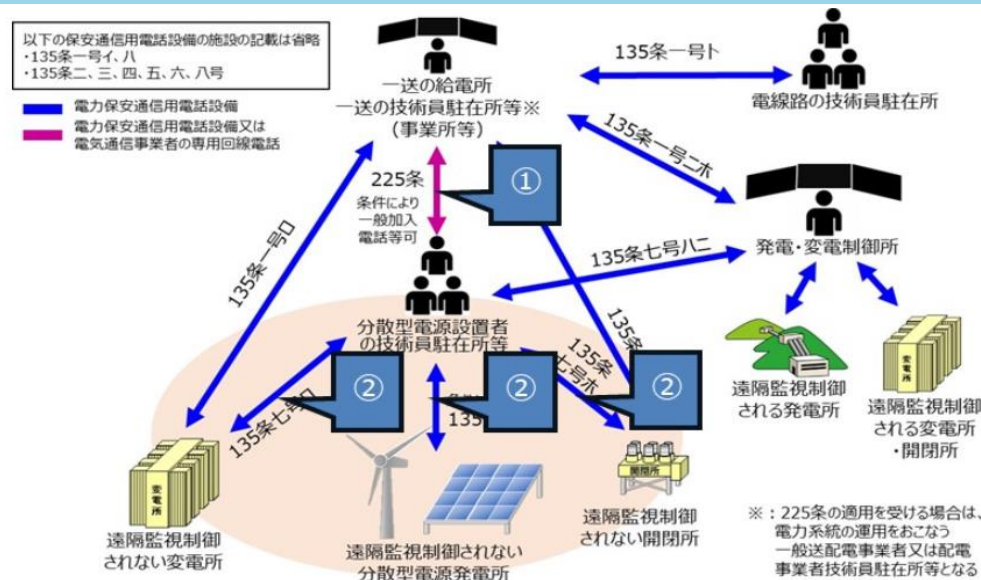
ニ 充電設備と電気自動車等とを接続する回路に地絡、過電流又は過電圧を生じたときに自動的に回路を遮断する装置を施設すること。

ホ 充電設備と電気自動車等とを接続する回路の電線が切断したときに電気の供給を自動的に遮断する装置を施設すること。

三 以下省略

施行日：令和6年10月22日

- 技術員駐在所と発・変電所等との間には、災害時など、発電所・変電所・開閉所の異常時に相互間で緊密な連絡をとるために、電力保安通信用電話設備の設置を求めている(電技解釈第135条)
- しかし、分散型電源設置者の技術員駐在所等と一般送配電事業者又は配電事業者の給電所との間（下図①）には、電気通信事業者の専用回線電話又は一定の条件に適合した一般加入電話若しくは携帯電話（以下「専用回線・一般加入電話等」という。）の設置で良いこととされている（電技解釈第 225 条）。
- 分散型電源設置者の技術員駐在所と遠隔監視制御されない発電所・変電所・開閉所との間の連絡（下図②）について、これまで電力保安通信用電話設備の設置が求められていたところ、①と同様に、専用回線・一般加入電話等の設置で良いこととなった。



(2)「電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件等に関する告示」 等の一部改正

資料2

施行日：令和6年11月15日

- 外部委託制度において、保安管理業務を受託するための電気主任技術者としての実務経験については、保有する主任技術者免状の種類に応じた、所定の年数の実務経験を積んでいることが必要とされている。
- 一方、実務経験年数の短縮による入職の促進を目的に、自家用電気工作物の保安管理業務に関する講習を修了した場合には、保有する主任技術者免状の種類に関わらず、一律必要な実務経験年数を3年に短縮する旨の特例が令和3年に創設されたが、更なる入職の促進を目的として見直しを行った。



改正内容

- ・従前の講習に加えて、自家用電気工作物の保安管理業務に関する訓練（新設。以下「保安管理業務訓練」という。）を修了した場合に、必要な実務経験年数を2年まで短縮。

	求められる実務経験期間		
	1種	2種	3種
講習制度利用なし	3年	4年	5年
保安管理業務講習	3年	3年	3年
保安管理業務訓練	2年	2年	2年

(2)「電気事業法施行規則第五十二条の二第一号口の要件等に関する告示」 等の一部改正（続き）

資料2

施行日：令和6年11月15日

- 外部委託制度において、負荷設備がE V充電器のみである事業場では、一般に充電器本体内部の点検をメーカーが行っているため、電気主任技術者は負荷設備の点検にほとんど時間を要さず、この傾向は設備容量が増大しても変わらない。このため、設備容量が増大しても主任技術者による点検に要する時間が変化しないことが明らかとなった。



改正内容

- 設備容量が増大しても主任技術者による点検に要する時間が変化しないことが確認出来た、容量1000kVA未満の、専らE V充電器のみを設置する事業場については、容量の大きさに関わらず、一律で換算係数を0.4点とした。

高圧EV充電器に係る換算係数の見直し

現行	事業場		換算係数
	高圧	設備容量が64kVA未満	0.4
		設備容量が64kVA以上150kVA未満	0.6
		設備容量が150kVA以上350kVA未満	0.8
		設備容量が350kVA以上550kVA未満	1.0
		設備容量が550kVA以上750kVA未満	1.2
		設備容量が750kVA以上1000kVA未満	1.4
		設備容量が1000kVA以上1300kVA未満	1.6
		設備容量が1300kVA以上1650kVA未満	1.8
		⋮	⋮
		設備容量が8800kVA以上	3.0



見直し後	事業場		換算係数
	高圧	設備容量が64kVA未満	0.4
		設備容量が64kVA以上150kVA未満	0.4
		設備容量が150kVA以上350kVA未満	0.4
		設備容量が350kVA以上550kVA未満	0.4
		設備容量が550kVA以上750kVA未満	0.4
		設備容量が750kVA以上1000kVA未満	0.4
		設備容量が1000kVA以上1300kVA未満	1.6
		設備容量が1300kVA以上1650kVA未満	1.8
		⋮	⋮
		設備容量が8800kVA以上	3.0

設備容量に関わらず
一定の換算係数

(3) 「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」の一部改正

施行日：令和6年11月29日

- 令和6年4月1日に発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈の改正が行われ、小規模事業用電気工作物である太陽電池発電設備への接触を防止するための措置等を求めることとなった（詳細は令和6年度主任技術者研修会資料参照）。
- そこで、今般、上記の措置の実施を確保するため、使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈について、太陽電池発電設備（小規模事業用電気工作物に限る。）に上記の接触防止措置が施されているかを、事業者において確認させることとした。



改正内容

太陽電池発電設備（小規模事業用電気工作物に限る。）に係る使用前自己確認の方法について、外観検査の判定基準に「柵、塀等が施設されており、出入口に施錠装置及び立入禁止表示が施設されていること」を追加。

(4)「発電所に係る環境影響評価の手引」の一部改正

施行日：令和7年2月28日

- 「風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律」が令和6年5月24日に公布された。
- 本法律の施行にあたり、環境影響評価手続に係る運用を明確化するため、「発電所に係る環境影響評価の手引」を追加した。
- 陸上風力発電設備を設置若しくはリプレースをしようとする事業者においては、環境影響評価手続を円滑に行う観点から、手引に記載のとおり、事業計画策定の可能な限り早期の段階で、防衛省への事前相談を行うこと。



詳細な実施のステップについては、別紙 4 を参照のこと。

(5)「電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件等に関する告示」 等の一部改正

資料5

施行日：令和7年4月1日

- 低圧絶縁監視装置を設置し、かつ、高圧部の設備を適切に管理・更新する場合には、電気保安の確保が期待されることから、その点検頻度については3月に1度に延伸可能とする改正を行った。
- 高圧部の設備を適切に管理・更新する場合とは、① 経済産業省の確認を受けた「設備更新計画」に従って設備を更新し、② 各変圧器 2 次側の電流値を監視し過負荷状態を把握・是正している場合を言う。

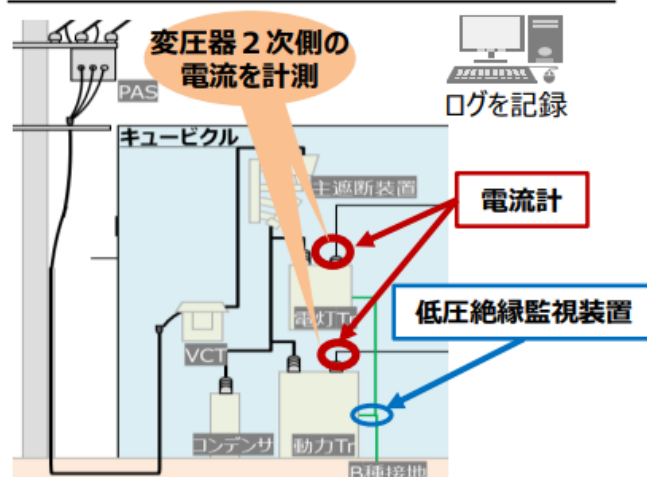
設備更新計画について

	R6	R7	R20	R21	...
設備 1			更新		
設備 2				更新	

※イメージ図

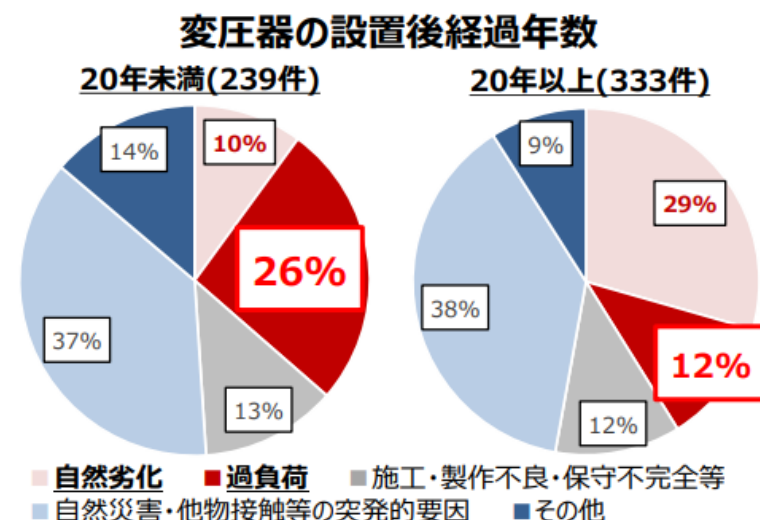
- 対象設備は、波及事故を防止する上で重要である高圧ケーブル、PAS、遮断器等を想定
- 主任技術者に対し、設置者へ更新計画の履行指導及び不履行の場合に経済産業省へ報告するよう求める

電流値の監視について



- 各変圧器の 2 次側の電流値を監視し、かつ一定期間のログの保存を求める
- 過負荷状態が継続する場合には、設置者に回避を指導することを、主任技術者に義務付け

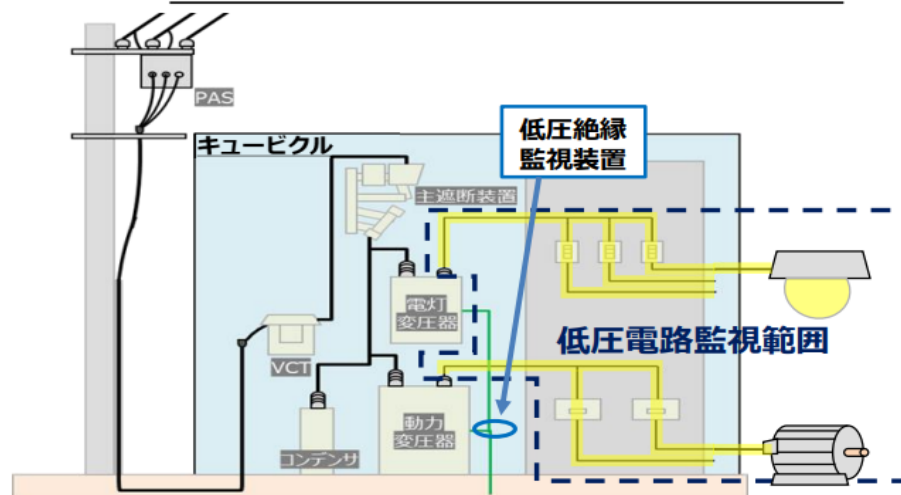
変圧器の故障原因内訳



- 全国の電気保安協会（四国電気保安協会及び沖縄電気保安協会を除く。）における異常警報応動（記録が確認出来たものに限る。）において、変圧器の故障を確認したもの（572件。原因不明のものを除く。）について、その原因を分類した。

- 外部委託において、主任技術者が行う設備の点検頻度の目安は毎月1回とされているところ、昭和59年、低圧電路の絶縁監視装置を有する需要設備については、低圧部の漏電状態を常時監視できることから、隔月での点検が認められる特例が設けられた。
- 多くの事業場で漏電を検知し感電・火災事故を未然に防止するなど低圧部の安全性の確保に有効であったこと、事故対応の減少や点検頻度の延伸など、保安の合理化による主任技術者の負担減に繋がったこと、必要な機器が少なく比較的安価に導入が可能であったことなどにより普及が進み、令和4年末時点で全国の事業場の約66%に設置。

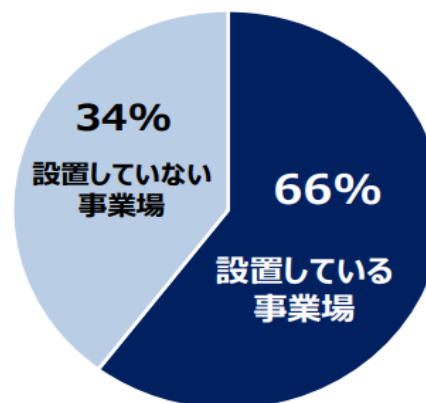
低圧絶縁監視装置の設置イメージ



□ 低圧絶縁監視装置が絶縁劣化等による漏電を検知し通報することで、**漏電による感電・火災事故等を未然防止**できる。

低圧絶縁監視装置の設置割合

(令和4年度末時点)



(注) 令和4年度末時点における電気保安協会全国連絡会に所属する主任技術者が受託している事業場（101kVA以上に限る。266,760件。）及び全国電気管理技術者協会連合会に所属する主任技術者が受託している事業場（192,497件）について、低圧絶縁監視装置の設置有無を調査したもの
(出典) 電気保安協会全国連絡会及び全国電気管理技術者協会提供データより

経済産業省作成

(6)「電気事業法施行規則第94条の3第1号及び第2号に定める定期自主検査の方法の解釈」の一部改正

資料6

施行日：令和7年4月15日

- 今後、洋上における風力発電設備の設置が拡大することが見込まれることから、洋上における風力発電設備の自主検査にも妥当する解釈となるように必要な改正を行った。
- 昨今の風力発電設備の事故を踏まえ、タワー側面の検査内容に溶接部の確認についての記載を追加。



電気事業法施行規則第94条の3第1号及び第2号に定める定期自主検査の方法の解釈 新旧対照表（抜粋）

新					旧				
設備	項目	検査を実施する場所	検査方法	内容	設備	項目	検査を実施する場所	検査方法	内容
タワー	胴・アンカーリング	気中部	目視	外面に損傷や変形、錆がないか <u>及び溶接部外面に塗装の割れや錆がないか</u> 確認する。	タワー	胴・アンカーリング	新設	目視	外面に損傷や変形、錆がないか確認する。

※洋上風力に係る記載は省略

(7)「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説」の一部改正

資料7

施行日：令和7年5月15日

- 太陽電池発電所の設置にあたり、現行の電気事業法の技術基準では、「火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように施設しなければならない」旨等が規定されている。
- 他方、令和6年4月に発生した火災事故において、火災の拡大要因の1つになったと考えられるPCS周辺の枯れた下草については具体的な対策は示されていない。
- 今後、発火の可能性がある機械器具周辺の可燃物について、より直接的かつ有効な措置を具体的に示すため、逐条解説を改正。



発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説 抜粋

具体的に講ずるべき措置の例としては、太陽電池発電所の機械器具が故障等で発火した際、周辺に炎を当てると容易に燃え広がる可燃物（枯れた草木等）が存在すると、それに飛び火し広範囲に延焼するおそれがあることから、そうした事態の発生を防止するために、

・**あらかじめ発火の可能性がある機械器具（パワーコンディショナー等）の周囲の枯れた草木を除去する**

・**難燃性の防草シートを敷く**

・**碎石を敷き詰める**

などの、炎を当てると容易に燃え広がる可燃物への延焼防止措置を講じ、それを適切に維持する（例えば、防草シートを敷く場合には、定期的にシートの点検・交換を行い、劣化によりその機能が損なわれないようにするなど）ことなどがこれに当たる。

(8)「使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈」の一部改正

施行日：令和7年5月20日

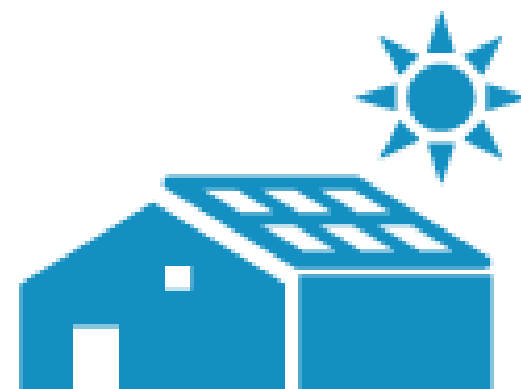
- 本解釈では、使用前自主検査及び使用前自己確認の項目の一つとして接地抵抗測定を定めており、網状（メッシュ）接地については電圧降下法により測定することと規定している。
- 一方で昨今、高周波パルス方式による接地抵抗測定の方法が開発され、電圧降下法と比べても測定精度が同等であると評価されていることを踏まえ、水力発電所、火力発電所、燃料電池発電所、太陽電池発電所、風力発電所、蓄電所、変電所、及び需要設備に係る使用前自主検査について、接地抵抗測定の方法に高周波パルス方式を追加。



使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈 新旧対照表（抜粋）

新	旧
I. 使用前自主検査の方法 1. 水力発電所 A. (略) B. 電気関係 (1) (略) (2) 接地抵抗測定 (a) 検査方法 次に示す接地方法に応じて以下の測定方法により接地抵抗値を測定する。 ①・② (略) ③ 接地線を網状に埋設し、各交流点で接続する「網状（メッシュ）接地」； 電圧降下法又は高周波パルス方式による測定 なお、連接接地法及びメッシュ接地法により接地されている場合であって、変更の工事の場合は、当該設備と既設接地極・網との導通試験に替えることができる。	I. 使用前自主検査の方法 1. 水力発電所 A. (略) B. 電気関係 (1) (略) (2) 接地抵抗測定 (a) 検査方法 次に示す接地方法に応じて以下の測定方法により接地抵抗値を測定する。 ①・② (略) ③ 接地線を網状に埋設し、各交流点で接続する「網状（メッシュ）接地」； 電圧降下法による測定 なお、連接接地法及びメッシュ接地法により接地されている場合であって、変更の工事の場合は、当該設備と既設接地極・網との導通試験に替えることができる。

3. 周知事項



(1)発電用水力設備における漏水等の異常発生時の対応について

- 令和7年4月6日、新潟県営高田発電所（最大出力1万1,500キロワット）において、発電所に導水している途中の水管が破断し、水が流出。また、破断箇所一帯で土砂崩れが発生。
- 今般の事故の発生を踏まえ、発電所の設置者やダム水路主任技術者等の設備の保安に携わる者に対して、同様の事故の発生を未然に防止するため、注意喚起を行うもの。



「注意喚起事項」

- 設備の異常発生時の連絡体制が構築されていることを確認すること。
- 漏水等の異常が確認された場合には、速やかな設備の安全性の確認を行うこと。
- 併せて、必要に応じた取水停止を行うこと。

(2) 2025年度夏季の電力高需要期における電気設備の保安管理の徹底について

- 2025年度夏季の電力需給の見通しについては、10年に一度の厳しい暑さを想定した場合でも、安定供給に最低限必要な予備率である3%を上回る見通しとなっているが、想定外の需要増加や設備トラブルの発生、海外情勢等によっては、電力需給の状況が厳しくなるおそれ。
- こうした状況を踏まえ、経済産業省は、2025年5月23日に夏季の電力需給対策を決定。



「依頼事項」

- 火力発電設備や再生可能エネルギー発電設備を中心に巡視・点検の強化等により、電気設備の事故防止に万全を期すとともに、万が一の事故発生時にも早期復旧が可能となるよう事前対策の徹底を求める。
- 加えて、事前の防災態勢の整備のほか、類似の事故防止のため、事故発生後の迅速な情報発信（事故概要・復旧見通しを含む。）についても徹底することを求める。

(3) 2025年度夏季の自然災害に備えた電気設備の保安管理の徹底について

- FIT法の施行以降、太陽電池発電設備や風力発電設備が急激に増加し、近年の豪雨や台風等の影響で太陽電池パネル等の崩落や飛散、雷撃を受けた風車のブレードが折損して発電所構外へ飛散するといった様々な事故が発生。
- 需要設備においては、非常用予備発電装置を設置しているにもかかわらず、点検が実施されていなかったために不具合を発見できず、被災時に動作しなかった事例が発生。



「依頼事項」

- 同様の事故を防止するためには、太陽電池発電設備や風力発電設備の入念な点検を実施するとともに、非常用予備発電装置の動作確認を含めた定期的な点検を保安規程に基づき適切に実施するなど、万全を期することが重要。
- ついては、夏季の自然災害に備え、電気工作物の入念な点検を実施するとともに、必要に応じて電気工作物の設置者に対し、補強や補修、修理について指示や助言をするなど、電気設備の保安管理について徹底することを求める。

(4)自然災害による再エネ発電設備の事故防止及び保安管理の徹底について

- 近年では、太陽電池発電設備や風力発電設備等の再エネ発電設備の設置が急速に進み、それに伴って、全国各地で豪雨や台風、豪雪等の自然災害の影響による大規模な被害が発生。
- これらの自然災害の影響によって、強風や雪の重みで太陽電池パネルと支持物が損壊したり、雷撃を受けて風車のブレードが折損したり、豪雨で浸水被害が生じるなどの被害が発生し、さらには、破損した設備が飛散して近隣の住宅に被害を与えるなどの二次被害に至るおそれがあるため、同様の事故の発生を防止するために設置者に対して以下の点について徹底を求めるもの。



「依頼事項」

- **保安管理の徹底**：自然災害による再エネ発電設備の破損事故を防止するためには、定期的な点検を確実に実施するとともに、最新の気象情報を確認し、必要に応じて再エネ発電設備の被害を最小限にするための予防点検を実施したり、異常が発見された場合には早期の対応を行ったりするなど、万全を期すこと。
- **破損した発電設備を見かけた場合の対応**：けがや感電のおそれがあるので、むやみに近づかないこと。対応にあたっては、電気主任技術者や電気工事士、販売施工業者等の電気の知見のある者が作業を行うこと。
- **産業保安監督部や経済産業省への連絡**：再エネ発電設備が損壊した場合、電気事業法の規定に基づく事故報告（電気事業法第106条）が必要となる場合があるため、設置者においては、被害の発生を知ってから24時間以内に所管の産業保安監督部へ報告すること。

(5)感電死傷事故に関する注意喚起

- 例年、夏季は感電死傷事故が増加する傾向があるが、令和4～6年度夏季（7～9月）に発生した感電死傷事故17件のうち、二次請け以上の事業者に属する作業員の重大事故は9件を占めていることが明らかとなった。また、同期間の第三者の過失等による感電死傷に関する重大事故7件のうち、電気設備に関する工事等以外の作業者が電線路等に接触して感電した重大事故が6件発生。
- このため、夏季を迎えるに当たり、特に下記の点に留意いただき、感電死傷事故の防止に努めていただくよう、改めて注意喚起を行うもの。

「電気主任技術者への注意喚起事項」



- 電気設備の保安監督を行う立場として、設置者との間で、電気保安に係る連絡体制や取り決めの内容を再確認すること。
- 電気設備に関する工事等を行わない第三者による電気工作物の近傍での作業が行われる場合には、設置者から電気主任技術者に連絡し、保安対策の必要性を確認し、当該第三者に対し注意喚起を行うこと。
- 平時から設置者に対し、第三者への注意喚起の必要性について伝えるとともに、電気工作物の近傍での作業が発生する場合には、可能な範囲で、設置者を通じて当該第三者に対し、安全対策を周知すること。
- 二次請け以上の作業員が事業用電気工作物の工事、維持又は運用を行う場合において、情報提供だけでなく、安全確保の観点から現場での指導・教育も含めた保安に関する指導を行うこと。

その他、「設置者への注意喚起事項」及び「工事業者への注意喚起事項」は右記QRコードを読み取って本省HPをご覧ください。



（出典）本省HPより
上記注意喚起事項の概要は右記QRコードを読み取って本省HPをご覧ください。



当該HPにおいては、実際に発生した感電事故についての事例集を掲載しております。概要は右記QRコードを読み取ってください。



(5)感電死傷事故に関する注意喚起（作業前事前連絡のお願い）（再掲）

感電に注意！作業前は電気主任技術者へ連絡を！
 経済産業省
 Ministry of Economy, Trade and Industry

<工事などの作業前の事前連絡のお願い>

例年、夏季は感電死傷事故が頻発しています。中には一見、電気に関連しない工事でも電気主任技術者への連絡がなかったことで事故に至ったケースが見られます。これから夏季を迎えるに当たり、安全に工事を行うためにも、電気設備やその付近で作業を行う場合は必ず電気主任技術者にご連絡ください。

① キュービクルや電気室の扉を開ける場合は連絡を！

通電状態での作業は感電のおそれがあるため大変危険です。

【注意が必要な作業】

- ・ 電力メーターやその銘板の確認作業
- ・ エレベーターなどの建築設備、エアコンなどの空調設備の電源接続作業
- ・ キュービクルの塗装作業

② キュービクルや電線の近くで作業する場合は連絡を！

電気設備に直接触らなくても、付近に電気設備があると感電のおそれがあります。

【注意が必要な作業】

- ・ 足場の組立や解体作業
- ・ 建物の外装塗装作業
- ・ クレーンによる資材移動や高所作業車を使った剪定作業
- ・ テナント引越し等による内装工事

③ 安全対策を徹底しましょう

- ・ 万が一に備えて安全装備（ヘルメットや絶縁手袋などの絶縁用保護具）を着用しましょう
- ・ 肌の露出が少ない服装（長袖など）を心がけましょう
- ・ 作業前に電気主任技術者へ確認をしましょう


工事や作業の連絡は主任技術者へ

担当主任技術者 _____

連絡先 _____



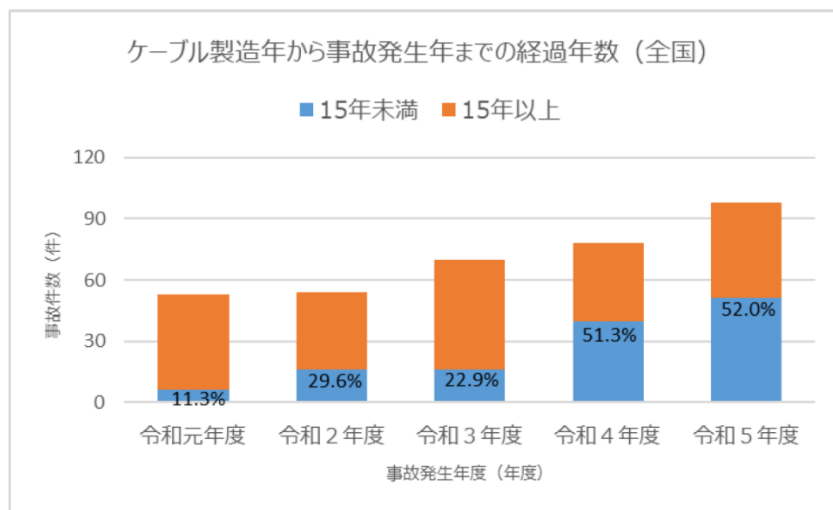
上記資料を設置者や工事業者へ配布ください。
ダウンロードは右記QRコードからお願いします。

- 近年、全国の自家用電気工作物設置事業場において、水の影響がある敷設環境に設置される比較的新しい高圧引込みケーブルが絶縁破壊する事象が発生しており、そのうち15年未満の高圧ケーブルの割合は、令和元年度から令和5年度まで増加傾向にある。
- 令和3年6月、令和5年12月に、更新推奨時期に満たない高圧ケーブルにおける水トリ現象について注意喚起を行ったところだが、近年の事故状況を踏まえ、改めて周知するもの。



「周知事項」

- 定期的に高圧ケーブルの点検を実施し、劣化の兆候が確認された場合は、更新推奨時期に満たなくても速やかに更新すること。
- 高圧ケーブルはその特性に応じて水の影響の有無を踏まえて使用すること。



(図) 自家用電気工作物設置事業場における高圧ケーブル絶縁劣化起因の波及事故件数

(出典) 経済産業省HP

参考 表 E-EタイプとE-Tタイプの特徴

	E-Eタイプ	E-Tタイプ
構造概略	外部半導電層が押出成形	外部半導電層がテープ巻き
外部半導電層の剥ぎ取り	専用工具等が必要	容易
単価	E-Tタイプに対し約1.11倍	E-Eタイプに対し安価
耐水トリ性	高い	敷設環境と品質に関する説明に留意

※近畿地域の6.6kV CVT38sqにおける単価を比較（一般財団法人建設物価調査会「月刊 建設物価」2021年6月号による）

(7)保安ネットによる電気事業法の届出について

- 電気事業法に係る以下の手続きに関して、保安ネットを活用して申請又は届出をすることが可能。
- 添付書類の省略、通知文書や受理証明が複数回印刷可能であること等のメリットがあり、保安ネットを活用した申請又は届出をお願いするもの。

1 事業用電気工作物の
保安規程の届出/変更の届出

2 保安管理業務外部委託承認

3 主任技術者選任又は解任届出、
兼任承認申請、許可申請

4 発電所出力変更報告

5 自家用電気工作物廃止報告書

6 ばい煙発生施設廃止報告書

7 基礎情報の届出

8 使用前自己確認結果の届出

9 電気関係事故報告※

10 定期自主検査の時期変更承認※

※令和7年4月6日より提出可能となった。

保安ネットを活用するメリット

1. 紙申請時よりも提出書類が少なくて済む
2. 通知文書や受理証明は複数回印刷可能
3. ガイド機能でらくらく入力
4. 24時間365日いつでも届出・申請が可能
5. 届出・申請履歴が簡単に確認

注意事項：保安ネットの利用にはGbizIDのアカウントが必要です。GbizIDのアカウント取得に関しては下記のHPを参照。



こちらに保安ネット
HP（保安ネットポータル）を掲載していますので、ご覧ください。



(7)保安ネットによる小規模事業用電気工作物他の届出について（再掲）

- 令和5年3月20日より、保安ネットで電気事業法に関する新制度である小規模事業用電気工作物の届出を提出可能となった。

開始時期	対象法令	対象手続き
令和5年3月20日	電気事業法	・基礎情報の届出 ・使用前自己確認結果の届出（小規模事業用電気工作物に限る）

注意事項 1：保安ネットの利用にはGビズIDのアカウントが必要。保安ネットをご利用頂く前に準備する必要。
 なお、GビズIDのアカウント取得に関しては下記のHPを参照。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

注意事項 2：小規模事業用電気工作物に係る届出制度等についての問い合わせはコールセンターまで。

小規模事業用電気工作物新制度コールセンター

電話 0570-045-660（9：00～17：00 平日のみ）

- 低濃度PCBに係る以下表の各種届出について、保安ネット簡易申請での提出を推奨

届出の種類	届出を要する場合	様式名
①設置等届出	低濃度PCB含有電気工作物であることが判明した場合	様式13の2
②変更届出	法人名、住所、事業場名称、使用状態が変更する場合	様式13の3
③廃止届出	PCB含有電気工作物を廃止した場合	様式13の4
④漏洩事故届出	PCB含有絶縁油が構内以外に排出又は地下に浸透した場合	様式13の5